

議会運営委員会記録

1. 期日 令和6年11月20日(水) 開会 9時30分
閉会 10時49分

2. 場所 第1委員会室

3. 議題 ①令和6年第4回二宮町議会定例会の運営について
②令和7年二宮町議会定例会開催予定表(案)について
③二宮町議会運営の先例及び確認事項について
④その他

4. 出席者 野地委員長、大沼副委員長、小林委員、一石委員、小笠原委員、松崎委員、古谷委員、善波委員、根岸議長

執行者側 総務部長、総務課長、文書法制班長
傍聴議員 5名
一般傍聴者 0名

5. 経過
議長あいさつ

① 令和6年第4回二宮町議会定例会の運営について

委員長 このメンバーでの議運は基本最後となる。定例会の初日にも議運を開かれそうなので、それが最後になるかと思われるでお願いする。ただいまより議会運営委員会を開催する。これより議題に入る。令和6年第4回二宮町議会定例会の運営について議題とする。執行者側より説明をお願いする。

総務課長 「令和6年第4回二宮町議会定例会の上程議案説明資料」について資料に基づく説明。

委員長 これより質疑に入る。事前審査にならない中で、何か質問があればどうぞ。

松崎 2ページの「令和6年第4回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」の最後の27番ところだが、委員長報告(陳情)と書いてあるが、これに請願は入っていないのか。

委員長 今総務課長から、説明のあった町長提出議案についての質疑となるので、またその件については後ほど行う。何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長 なければ、次に事務局から議事及び会期日程案について説明をお願いする。

事務局長 「令和 6 年第 4 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」について資料に基づく説明。1 日目、11 月 27 日は 9 時より、議会運営委員会は、この皆さんの最後の委員会となり、開催させていただき、一般質問の取り扱いについて協議していただく。③常任委員会の選任について④議会運営委員会の選任については、議会独自の案件となる。この間、執行者は退席となり、この案件が終了した後、再度議場へ執行者は再出していただく。なお、常任委員会の委員の選任について等の進め方については、21 日明日の全員協議会の方で別に説明をさせていただく。15 日目の 12 月 11 日水曜日の②二宮町議会ハラスメント根絶条例の制定について、委員会提出議案第 1 号とさせていただいたが、委員会内での全会一致が見込めない状況なので、委員会提出議案ではなく、議員提出議案第 4 号に変更になるかと思う。12 月 23 日は、本会議が開催され、委員長報告で陳情の審査を予定している。これ陳情と書いてあるが、請願も併せて審査、委員長報告という形になる。

委員長 ただいま局長より日程等の説明があったが、今までの中で確認事項・質問事項があればどうぞ。

(「なし」との声あり)

委員長 暫時休憩にする。

暫時休憩 9 時 46 分
再開 9 時 55 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開く。ただいま局長より説明があったが、この中で協議を要する事項について、委員の皆さんと協議を進めていきたいと思う。3 ページ、協議事項、請願の付託先だが、議会運営委員会と総務建設経済常任委員会のどちらにすべきかを決めたいと思うが、ご意見のある方どうぞ。

小笠原 私は議運というのは議員全体の中から選ばれたメンバーが入っていると思うので、半分の総務常任委員会より、議会全体のことなので議運をお願いしたいと思う。

委員長 議運で取り扱うべきというご意見があった。他にあればどうぞ。

古谷 確認したい。議会運営委員会で行う場合は、執行部側としては議会事務局、総務で行う場合はその他に含まないものということで、総務部が出てくるのか。執行部側の対応はどういうふうな形になるのか教えてほしい。

委員長

今回の請願を取り扱う場合には、議運であろうが、基本条例であろうが、執行者側がどういう所管として出てくるかの確認である。回答をお願いする。議会運営委員会か、総務建設経済常任委員会のどちらかということになる。

事務局長

請願の内容からすると、現状のことを言っているのなら、両方とも議会事務局が出席するとしたらいいと思うし、それで対応させていただけだと思う。どちらかというと新庁舎に関してであれば、執行者に出ていただくということも考えられるが、今回の請願の趣旨からすると、そういうことではなくて、現在のことについて話をされているので、議会事務局の方で全て対応するという形をとらせていただければと思う。

委員長

議会事務局のみという回答があったが、それで皆さんよろしいか。それを踏まえて、改めて、何か確認事項あれば。議運か総務かということになるが、ご意見あるか。

古谷

了解した。議会運営委員会が私はよいのではないかと思う。

委員長

2名の委員の方が議会運営委員会で審査すべきだというが、それにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

よろしいか。今議会運営委員会で請願を審査するという方向性になっているが、他にご意見がなければ、そのようにさせていただく。

(「なし」との声あり)

委員長

そのように決定させていただく。請願については議会運営委員会で審査を取り扱う。次に陳情についてである。3ページに記載がある。今回は10件が陳情として出てきている。取り扱いについて協議を行うが、その前に私から意見をさせていただきたい。陳情は極力、審査をして、議会としての方向性を示したいというのは言うまでもないが、今までの議会、委員会を見ていると、やはり説明にいらっしゃらない陳情については、議員間の意見をぶつけるだけ。よくわからないけれど執行者に尋ねる。それによってマルバツをつけるという非常に陳情者にも大変失礼な審査を行っていると思っている。また、10件ある中で、大切なもっと深くやらなきやいけないというものの時間がとられて、最終的には、少しおざなりなるところを感じているので、その辺も考慮しながら、皆さまのご判断を仰ぎたいと思っているので、お願いをする。それでは1つ目、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と待遇改善を求める陳情。趣旨説明はいらっしゃらない。この取り扱いについてご意見をお願いする。

一石

委員長から先ほど、趣旨説明にいらっしゃらない場合はちょっと議論が浅くなるみたいなお話があった。やはり当事者が全ての議会を回って説明するというのも難しいことで、こういうふうな現場の複数の人たちの代表からの陳情であるので、刻一刻と深刻化する介護、医療の現場の情報については、皆で議論した方がいいと思うので、これは付託として取り上げるべきだと思う。

委員長

審査するべきというご意見である。他にご意見のある方いらっしゃるか。

松崎

私の記憶だと、これ2年前に、同じ方が同じタイトルで陳情にいらっしゃっていると思うが、その時には、趣旨説明があったというふうに記憶している。その辺の事実確認を今させていただくことができるか。

委員長

趣旨説明に本当にいらっしゃらないかという確認である。2年前の陳情と内容的に全く一緒か一緒でないかということになろうかと思うがいかがか。介護従事者の待遇改善を求める陳情。趣旨説明にはいらっしゃらない。扱いについてご意見をお願いする。

一石

先ほどと同じ理由で取り上げて審議すべきと思う。

委員長

審査するべきというご意見である。他にご意見あればどうぞ。

松崎

さっきのものと今回のと、その次のものだが、同じ人、同じようなタイトルで、内容も非常に似ているということで、これも2年前の時には来ているんですよね。なんで急に来なくなってしまったのかというのも気になる。

委員長

今松崎委員のご意見により、1から3については、後ほどとさせていただく。引き続き4番目、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出を求める陳情。陳情趣旨に説明はいらっしゃらない。この扱いについてご意見をお願いする。

小笠原

私はなるべく陳情は審査すべきという立場でずっと議員活動をしてきているが、これに関しては本当のところが全然わからない。国際的な形で、横浜市の市民ならちょっとわかるところがあるかもしれないが。港がありますからね。私たちまるつきりわからないので、趣旨説明に来る方がないということに関して、これはちょっと審査しづらいと思うので、机上配布かと私は思っている。

委員長

机上配付とのご意見である。

副委員長

今、小笠原委員から全くわからないというお話だったが、これ数年前に工業団地の事務室を借りて、この丸山さんという陳情者が来られて、お話、映像も含めて、勉強会をされていると思う。それで、この方は、臓器移植とか臓器ドナーとか、いろいろなそういう犯罪のトラブルについて調べられている方で、活動も非常に熱心にされている。現在は逗子市の市議会議員をやっているが、この件に関して、内容からいくと、総務建設経済常任委員会としてということであれば、この内容に全部は説明できないが、ある程度の説明ができるような内容のものを資料とかもいただくことができるので、ぜひ審査をしていただければと思っている。

委員長

審査するべきということである。私から 1 つ、ここには町部局・担当部局なしということで、執行者側の出席は叶わないというふうに感じているが、執行者側はそのとおりか。どういう対応をとられるか。

総務部長

内容的にも直接担当する部署が見当たらないと思うので、対応の方は難しいというふうに考えている。

委員長

執行者側の出席が難しいという回答である。議員間で意見交換をして、マルバツを出すという作業にはなるが、ご意見のある方どうぞ。

一石

私も、この問題は、私たちでは調査できないと考えている。それから、当事者の方、あるいは、これを訴えている運動されている方が来られて、詳らかに説明したいとなれば聞くことができるが、これは自治体の議会で判断したりするような内容ではなくて、国に直接訴える形の運動になるのではないかと思うので、これは審査しなくてもよいと思う。

副委員長

先ほど町部局の方で対応は難しいというようなお話あったが、実際に日本から海外に渡航されて臓器移植されているという方、かなりの数がいられたはずである。二宮の中で対応された方がいるかどうかはちょっとわからないが、健康福祉課とか、そこら辺の部分であれば、重病を患って、移植のために海外に行って、移植手術を受けているというような案件ということ、もしくはその情報というものを知っていなければならないと思うところであるかと思う。その町部局の出席ということも可能だと思うし、やはり実情のところの部分についても、よく審査をするべきかと私は思う。

委員長

他にご意見のある方いらっしゃるか。

(「なし」との声あり)

委員長

ご意見がないようなので举手にて取り扱いを決めたいと思う。机上配布が 2 名いらっしゃったので、そちらでお伺いする。4 番の陳情だが、机上配布でよいという方の举手をお願いする。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。よって、机上配付とする。5番目、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情については趣旨説明がある。ご意見をお願いする。

小笠原

今非常に重要な課題だと思うので、ぜひ審査したいと思う。

副委員長

先日も新聞紙面で出ていたが、やはり内容というものを、利用と言ったら何なんだが、これを位置付けて、国内のあらゆる法の変更というものを迫る、そういうような動きというものがあるということは間違いないものだと思う。私はこういうことについては、やはりちょっと時間をかけて、しっかりと国内法の整備を考えた上で、進めていくべきものだというふうに思っているので、この部分で、特に今、この町の方からそういう意見書とかというもので、煽るような形の進め方っていうのはするべきではないかと思うので、机上配布で。私の意見で、そんなに面白いことはないと思うが、一石委員が、そういうふうに笑うというような態度というのは、非常に失礼だと思うので、ご注意いただいた方がよいと思う。

古谷

こちらの方は趣旨説明にいらっしゃるということなので、先ほど委員長もお話をいただいたが、来ていただくということであれば、ぜひ審査していただきたいと思う。

一石

これが出てくるのが2回目だと思う。前回は僅差で不採択だったと思うが、先般の国政選挙でもやはり議論になって、民意が変わっているのか、理解が進んできている。やはり私たちの議会も前回はまだ勉強不足だったということがあるので、あれから時間も経ったところで、かなりの学びが進んできていると思うので、再度取り上げて審査すべきだと思う。

委員長

他にご意見がなければ、挙手にて取り扱いを決めたいと思う。5番目の陳情である。委員会に付託して審査するべきだと思われる方の挙手をお願いする。3名である。

(挙手少数)

委員長

少数により、机上配付とする。6番目、豪雨災害を踏まえたラディアン周辺行政機能等集約事業を防災上からの検証と見直し求める陳情について趣旨説明はある。ご意見をお願いする。

松崎

毎回だが、こういった町民の切実な思い、しかも趣旨説明にいらっしゃるということで、これを机上配布にする理由は、私には見当たらない。従って、総務建設に付託と考える。

古谷 松崎委員の意見と同じで、趣旨説明にいらっしゃるということと、今現状、非常に大事な陳情内容だと思うので、審査をお願いしたいと思う。

委員長 付託先は総務建設経済常任委員会になろうかと思う。総務建設経済常任委員会に付託し、審査した方がよいと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手多数)

委員長 賛成多数である。担当部長以下に出席を求めると思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 では 6 番目については、総務建設経済常任委員会に付託し、担当部長以下出席のもと審査をするということに決定する。7 番目、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について趣旨説明にはいらっしゃらない。取り扱いについてご意見をお願いする。

松崎 7 番目と 8 番目合わせてだが、これ何年前でしたっけ。毎年ですね。しかもいらっしゃっていたと記憶するが、来ていたということの事実確認と、どうして来なくなってしまったのかということがわかられば教えてほしい。

委員長 7 番目と 8 番目については、なぜ来ないのか。何か事務局から報告事項があれば、お願いする。今松崎委員からご指摘があつた 7 番目と 8 番目、ほぼ毎年の陳情だが、事務局からすると、今回の陳情には行きませんという回答のもとであつたということだけで、なぜかという事実確認はわからない。それを踏まえた中で決めたいと思う。他にご意見あるか。

小笠原 趣旨説明にどなたもいらっしゃらないのは、この組織自体には人がたくさんいるだろうに何で来ないのか本当に疑問ではある。私は内容自体とても大事なことだと思う。本当に国の方の制度の問題で、この陳情理由にもあるが、その年収の壁があつて、そのところはもう非常にいつも問題なので、ぜひ可決して意見書を提出できればと思うので、審査していただきたいと思う。議運のメンバーだと難しいかと思うが、お願いする。

委員長 審査するべきとのご意見である。他にご意見があればどうぞ。

副委員長 確かに松崎委員が言われるように毎回出ているというところも、そ

の審査するはどうなのかというところもあるが。以前の審査をした時にも、学校の数、公立学校が減少している中、私立学校が増えていくとか、そういった事情とかそういうものも含めて、子どもたちの数は人口減少というところもあって、やはり学校の問題というのはすごくシビアになってくるところだと思う。そこで私学というところの部分よりも、やはり公立学校とか内容の拡充とか、そういったところの部分とかも必要かというふうに思うところで、ここの審査をしても、何かが変わること思えないで、机上配布でよいのかと私は思う。

委員長

机上配布というご意見があった。他にご意見があればどうぞ。なければ挙手にて決めたいと思う。7番目である。趣旨説明はいらっしゃらない。教育福祉常任委員会に付託して、審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手少数)

委員長

挙手少数である。従って机上配付とする。続いて8番目、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。趣旨説明はいらっしゃらない。挙手にて確認をする。机上配布でよいと思われる方は挙手をお願いする。

(賛成多数)

委員長

賛成多数により机上配付とする。9番目、現在建設が予定されている場所での町役場の新庁舎についての陳情。陳情説明にいらっしゃる。ご意見があればどうぞ。

松崎

これも、今非常に大事な問題であると、町民の方の切実な思い、しかもいらっしゃるということで、委員会に付託と考える。

委員長

総務建設経済常任委員会に付託し、審査するべきというご意見である。挙手にて取り扱いを決めたいと思う。委員会に付託し、審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。従って、総務建設経済常任委員会に付託し、審査を行う。10番目、「反対の多い果樹公園での新庁舎計画を取りやめ法務局北側の町有地と民地買収地に新庁舎を造ろう」の陳情。趣旨説明にいらっしゃる。ご意見をお願いする。

松崎

住民の方の切実なる思い、しかもこちらにいらっしゃって説明されるということなので、委員会に付託したいと考える。

小笠原

私は机上配布にしていただきたい気持ちはやまやまだが、やはり

町民の権利を行使するというところで、私はやむを得なく審査すべきだと思っている。陳情者に関しては、質疑はきちんと質問に的確に答えていただきたいということをお願いしつつ、実施していきたいと考えている。

副委員長

確かに、やはりこれ町民の声というのは、我々は二宮町の議員なので、町民から出てくる陳情というものに対して、やはり目と耳をしっかりと聞いて、受けとめていくということは必ずやらなければならない務めだと私は思うので、ぜひ前向きに審査をしていただきたいと思う。

古谷

9号も同じで、10号もいらっしゃるということ、あと、現在とても大事な内容なので審査をお願いする。

委員長

それでは挙手により、取り扱いを決める。陳情の10番目である。趣旨説明にいらっしゃる。総務建設経済常任委員会に付託し審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(全員賛成)

委員長

全員賛成により、そのように決する。9番目と10番目の執行者側の出席について確認をとる。担当部長以下、政策部長以下と認識するが、両方とも担当部長以下だけでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

松崎

防災関係の方もいらっしゃっていただいた方がよいと思うが。

委員長

そうすると西山参事のことをおっしゃっているかもしれないが、防災安全課も出席するべきとのご意見である。他にご意見のある方いらっしゃるか。

(「なし」との声あり)

委員長

なし。9、10をまとめて今お伺いした。9、10については、政策部長以下、及び防災担当参事の出席を求めるということで、ご異議ないか。

古谷

今の表決の後だが、6も防災。

委員長

暫時休憩にする。

暫時休憩 10時24分
再開 10時26分

委員長

今いろいろ確認事項があったので、まとめると、陳情の6番と9番

については、防災担当参事以下も出席を求める意見があった。これにご異議のある方、もしくはご意見がある方いらっしゃるか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認める。それではそのように決定する。1、2、3 番の取り扱いに戻る。事務局、お願ひする。

庶務班長

先ほど松崎委員からお問い合わせをいただいた今回の陳情の 1、2、3 について、令和 4 年第 4 回定例会、12 月の定例会での取り扱い状況について報告させていただく。まず件名の関係である。今回の陳情 1、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情。こちらは令和 4 年の陳情第 13 号で全く同じ名前で陳情者の出席なしで審議をしていただいている。そして委員会の審査後、12 月 23 日の最終日においては、採択をしている。続いて、今回の陳情審査案件 2、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情だが、ちょっと名前が違っており、こちらは令和 4 年の際は、介護保険制度の改善を求める陳情で出されている。同様に陳情者の出席なし。そして最終日に採択をしている。そして 3 番目、今回の陳情案件名、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情であるが、前回 4 年の時には、医療、介護、保育、福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情という、やはり少し違う名前で出ている。同様に、陳情者の方は出席はなし。そして最終日に採択をしている。

委員長

1、2、3 については令和 4 年に、全く同じとは言わないが同じような陳情が出されており、趣旨説明なしで 3 つとも採択をしているというのが令和 4 年の二宮町議会の方向性であった。それをもとに挙手にて取り扱いを決めたいと思う。1 番目、教育常任委員会に付託し、審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手少數)

委員長

挙手少數により机上配付とする。2 つ目、同じく趣旨説明はない。教育福祉常任委員会に付託し、審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手少數)

委員長

挙手少數、机上配布とする。3 番目、趣旨説明はなし。教育常任委員会に付託し、審査するべきと思われる方は挙手をお願いする。

(挙手少數)

委員長

挙手少數により机上配付とする。陳情審査について整理し、確認

をする。1番目、机上配布。2番目、机上配布。3番目、机上配布。4番目、机上配布。5番目、机上配布。6番目、総務建設経済常任委員会に付託し、政策部・防災担当参事以下出席のもと審査を行う。7番目、机上配布。8番目、机上配布。9番目、総務建設経済常任委員会に付託し、政策部、及び防災安全課担当部長以下出席のもと審査をする。10番目、総務建設経済常任委員会に付託し、政策部以下、部長以下、出席を求め審査をする。今局長から確認があつた。6番目の陳情審査において、政策部及び、防災担当参事以下と両部署にわたって出席をしていただく。そのように決した。協議事項は以上となる。その他の事項については局長の説明のとおりでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認める。そのように決した。

事務局長

協議していただいたが、陳情の関係で、教育福祉常任委員会に付託案件が、陳情の場合はなくなつたという形にならうかと思う。あと、条例関係で、教育福祉常任委員会に付託する案件がもともとなかつたので、教育福祉常任委員会は12月2日の開催はないという形にならうかと思う。請願の取り扱いについて協議していただき、請願については、議会運営委員会に付託となったので、9時30分から議会運営委員会を開き、終了後に総務建設経済常任委員会を開くという形で、それぞれ付託案件について、審査をしていただく形になると思うので、お願ひする。

委員長

ただいま局長より日程変更について説明があった。日程変更をご覧ください。12月2日月曜日、本会議は休会である。9時半から議会運営委員会を開催し、請願の審査をする。終了後、総務建設経済常任委員会に付託案件の審査となる。ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

そのように変更させていただく。他に何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長

なければ、執行者側の退席をお願いする。

② 令和7年二宮町議会定例会開催予定表（案）について

委員長

令和7年二宮町議会定例会開催予定表（案）について議題とする。

庶務班長

「令和7年二宮町議会定例会開催予定表（案）」資料に基づく説明。

委員長 それでは事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。暫時休憩にする。

暫時休憩 10時40分
再開 10時42分

委員長 会議を再開する。訂正を1つさせていただく。書面で言うと1ページ、第3回定例会の日程についてである。最終日、9月26日金曜日と記載されているが、誤りで、9月25日木曜日までの会期となる。合わせて4ページ目、日程表の間違はないが、第3回定例会の一番上、最終日、同じく9月25日木曜日と訂正をお願いする。ではそのように決した。

③二宮町議会運営委員会の先例及び確認事項について

委員長 今議会について先例確認事項の追加を予定している。追加の議題に入りたいと思う。お手元の資料、右上に先例及び確認事項と書いてある第11章議会全員協議会というものをご覧ください。こちらの4番目、協議事項の非公開を読み上げる。個人情報の保護及び特定の関係者の利害に影響すると判断される場合は、非公開とするという文言を追加したいと思う。ご意見のある方はどうぞ。

副委員長 この件についてはハラスメント根絶条例とかの関係性から、このことが文言追加ということになったと思うが、極力公開をしていくということが、公人として求められるのかと思うところがあるので、運用については十分注意をしていっていただきたいと思うところである。

委員長 他にご意見のある方はいらっしゃるか。なければ、先例確認事項の追加について記載のとおりでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。そのように決定する。

④その他について

委員長 その他についてである。次期議会運営委員会への引き継ぎ事項等を確認したいと思う。お手元ないので、読み上げる。引き継ぎ事項となる。常任委員会の閉会中の継続調査についてである。これについて、名称の変更、調査の途中経過についての委員長報告の

取り扱い等を、次期運営委員会で再度確認をしていただき、引き継ぎをしたいと思う。常任委員会の閉会中の継続調査についてのことである。今回の12月の定例会をもって継続調査を終了する。従って、12月に継続調査の委員長報告があることはないと思っている。3月から始まると思うが、それまでの間に、議会運営委員会において、取り扱い名称の確定等をしていただきたく、次期運営委員会に引き継ぐものである。内容については、名称の変更、閉会中の特定事件の継続調査とすることについて、2つ目が調査の途中経過についての委員長報告の取り扱いについて、こちらを引き継ぎたいと思う。参考までに、地方自治法第109条の第8項、委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中もなおこれを審査することができるとの記載がある。これに基づき、名称を改めたいと考えている。補足説明があれば、事務局どうぞ。局長。特になし。ということを引き継ぎにしたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

議長

もう一度これが浮上したというか、そこの経緯を議運でも、もう一度述べておいていただきたいと思う。なぜ、これを継続調査にするかということを。

委員長

今議長からは、この名称の変更の取り扱いについて、なぜ変更する必要があるのかというのを、この議運でも確認をしておいた方がよいという意見だった。それについて、事務局から説明をしていただく。

事務局長

他の自治体とか今関係法令を言っていただいたが、それを照らし合わせ、調べてみると、二宮町としてはちょっと特殊な状態になっていて、継続調査という名称、あとは、継続するにあたっての議題の中で、中間報告と今言っていただいたが、その今までやってきた内容を報告する。そして継続を審議するというのが、一緒になっているというのではありませんというのが分かった。その辺を分けて、中間的な今までやってきたことは中間報告、そして継続を図る場合は、それだけの継続のみの議題として図るというのが、基本的には通例になっている部分が、他の自治体でもある中で、二宮町としてはそれに合わせていく必要があるかどうか皆さんと協議の上、決めていけたらいいなというのが経緯である。

委員長

二宮町議会として今まで慣例的に行われてきたものが、全てよいとは思わない。必要とあれば、変更していくものでもいいし、皆さまのご意見によって、今までどおりでいいと言えば、承知をした上で、そのままやればよいと思っている。今、局長から説明があった内容を次期議会運営委員会に持ち越して、そこでもう一度議論していただく、検討していただくということになるが、改めてお伺いする。その引き継ぎ事項でよろしいか。ご異議ないか。

副委員長

ちょっと内容的にどういうふうな議事進行になっていくのかというところは、今後決めていくのかもしれないが、その言われていることは報告をして、継続を区切りなさいよというような内容なのかと思うが。今までだと報告して、継続とそのまま一連になっているのかもしれないが。そこを一旦区切ればいいだけの話かと今解釈したが。その辺りもまた詳細、議事の進行とともに考えていくべきなのかと思った。

委員長

そのご意見も踏まえながら、次期議会運営委員会で検討していくだきたいと思う。他に何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長

他にないようなので、これで議会運営委員会を閉会する。

閉会 10 時 49 分